

平成20年9月17日

高額療養費の支払い誤りの公表について

新潟県後期高齢者医療広域連合において、以下のとおり高額療養費の支払い誤りが判明しました。現在、総力をあげて原因の究明を行っておりますが、現時点での状況をお知らせいたします。

支払い誤りがあるとはっきり分かった方には、平成20年9月17日にお詫び文書を送付しております。分からないことがありましたら広域連合事務局へお問い合わせください。

被保険者の皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

1 概要及び原因

1か月(同じ月内)に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた方には、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

平成20年8月20日に4月、5月分の高額療養費をお支払い(口座振込)したところ、被保険者及び市町村担当者からの連絡により支払い誤りの事実が判明いたしました。

高額療養費の支給額は、国から提供された標準システムと当広域連合が開発した補完システムで計算する仕組みとなっておりますが、今回の支払い誤りの原因は、両システムの不具合及び検証不足によるものです。

2 該当被保険者数及び影響額

(1) 過払いとなったもの

対象者	1,818人	過払い額	5,847,400円
-----	--------	------	------------

(2) 支払い不足となったもの

対象者	3,279人	支払い不足額	3,621,438円
-----	--------	--------	------------

(3) 誤った支給金額の通知のみを行ったもの

対象者	1,804人
-----	--------

※9月14日現在の状況であり、今後の原因究明により変わる可能性があります。

3 対応及び再発防止策

(1) 早急に原因を究明するとともに、対象者全員に対してお詫び(文書通知又は戸別訪問)し、過払い額の返納のお願い、不足額の支払いを行います。

(2) 再発防止に向けて、当広域連合では必要な電算システムの修正を行い、検証体制の強化を徹底します。また、国に対してもシステムの慎重な事前検証を行うよう要望したところです。

(本件に関する照会先)

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階
新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 医療給付係 TEL025-285-3222
総務課 TEL025-285-3221